

### Ⅲ 計画の内容

### Ⅲ 計画の内容

#### 重点目標 1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう

##### 【現状・課題】

男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、様々な分野で活躍する女性が増加しているものの、分野によっては男女双方の参画が十分でなく、特に、政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。人口が男女半々にも関わらず、政策や方針の意思決定過程に女性の意見が活かされない状況では、女性にとって生きづらい社会となってしまいます。また、分野ごとの男女双方の参画が十分でないことで、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できず、多様性に欠けることでイノベーションが生まれにくくなり、持続可能な社会の実現は難しいと言えます。

各種調査結果から見ると、政治分野では、地方議会における女性議員の割合は都道府県議会では3割、市区町村議会では2割未満という状況にあります。行政分野では、本市における女性職員の割合は約39.4%ですが、管理職の女性の割合を見たときに、ここ数年12%台から15%台を推移しており、意思決定過程における女性の割合は低い状況にあります。

また、経済分野では、管理職に占める女性の割合は、係長級で2割、課長級で1割、部長級では1割を切っている状況であり、一般労働者の平均勤続年数においては、男性が13年、女性が9年という状況です。大学研究者の採用に占める女性の割合では、人文科学では4割と比較的高いものの、他は3割以下であり、中でも理学、工学は1割台という状況にあります。一方で、保育など福祉分野で働く男性が少ない状況もあり、分野によって男女双方の参画が十分でないことがわかります。

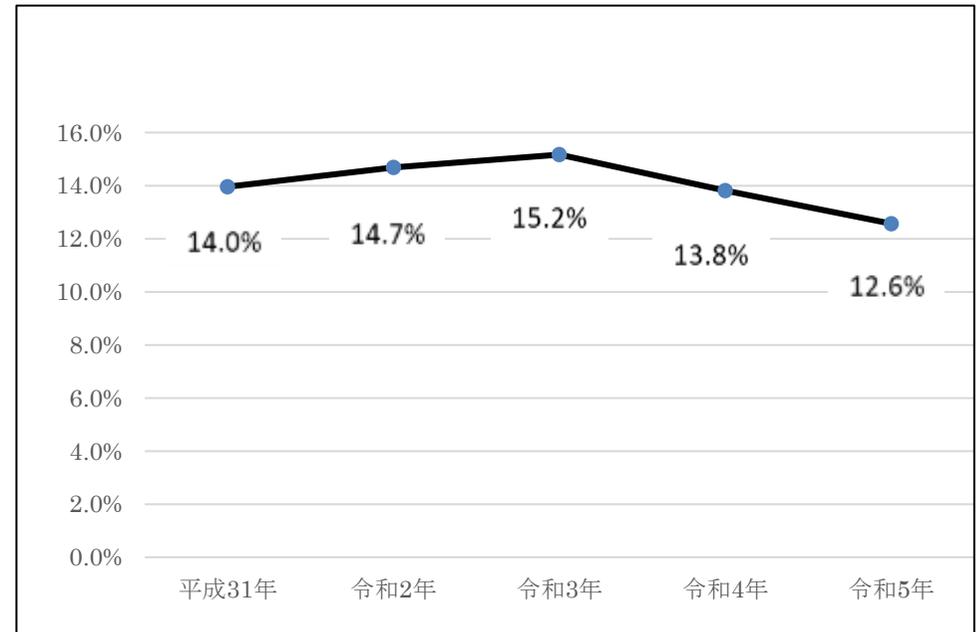
このような状況を解決していくためには、性別にとらわれない職業選択ができることが重要です。そして働く場等において男女が共に活躍できる社会環境にするためには、多様な働き方の定着や、子育て・介護等と仕事の両立を支援する環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要です。

## 地方議会における女性議員割合の推移



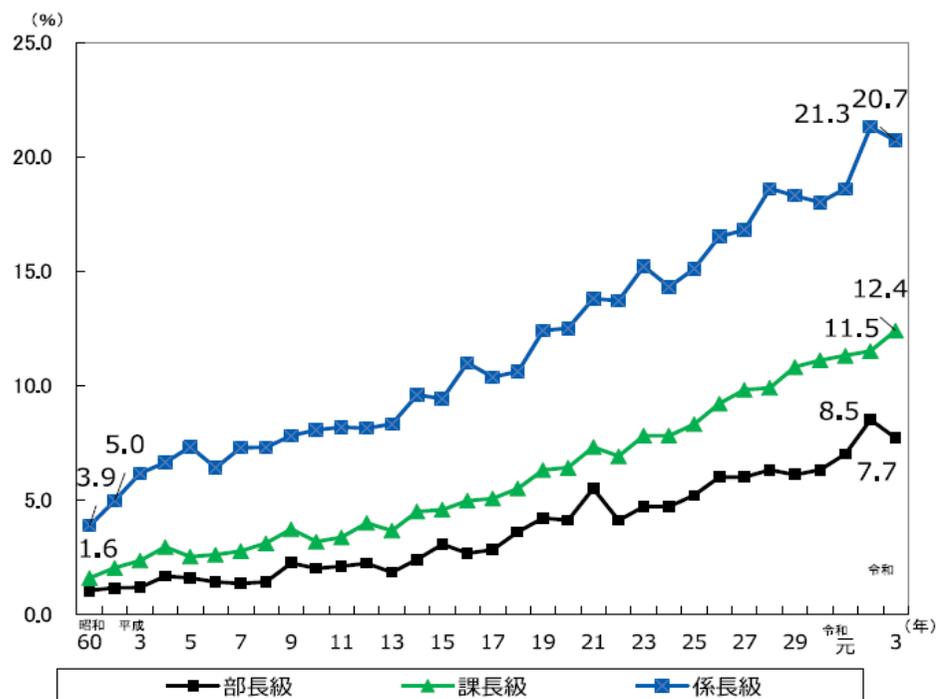
資料：内閣府 令和5年版 男女共同参画白書

## 八王子市職員の管理職に占める女性の割合



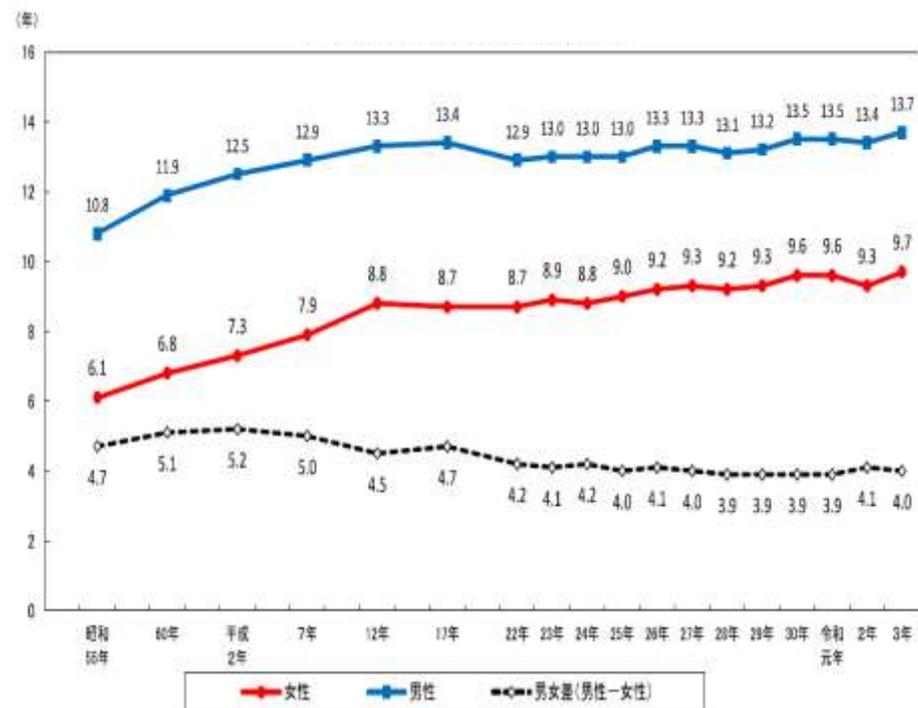
資料：八王子市 男女共同参画課調べ

## 役職別管理職に占める女性割合の推移（企業規模 100 人以上）



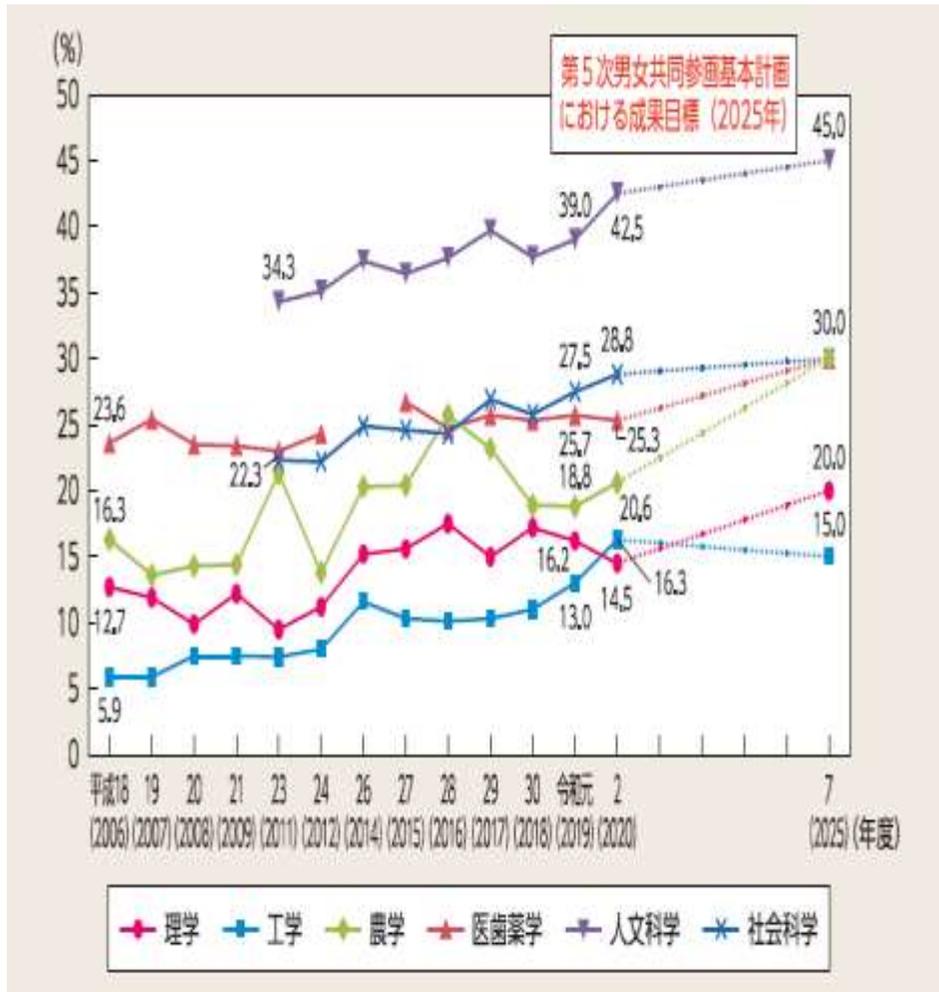
資料：厚生労働省 賃金構造基本統計調査

## 一般労働者の平均勤続年数の推移



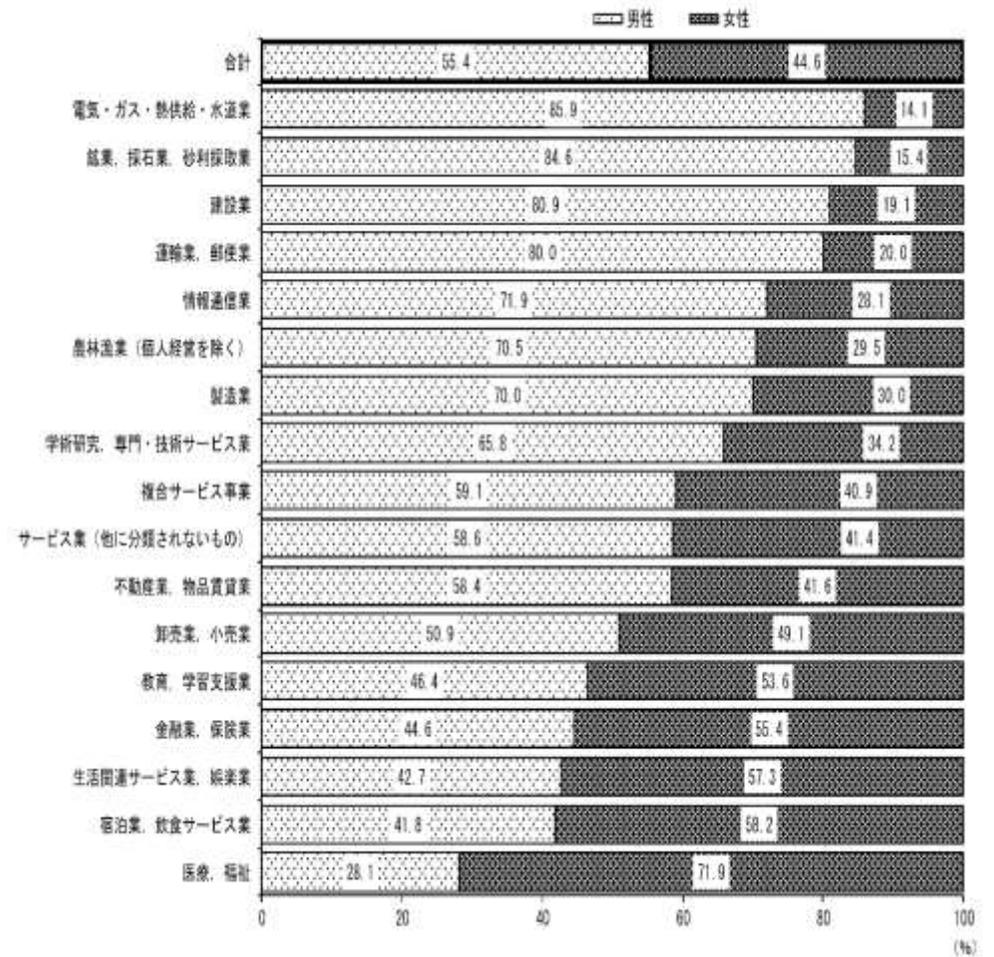
資料：厚生労働省 賃金構造基本統計調査

## 大学研究者の採用に占める女性の割合



資料：内閣府 令和5年版 男女共同参画白書

## 男女別従業者数の構成比



資料：総務省・経済産業省 令和3年経済センサス-活動調査結果

【取組・取組の方向性】

取組

1—1 働く場等における男女共同参画の推進

取組の方向性

- (1) 女性が社会で活躍するための支援
- (2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 性別にとらわれない職業選択

取組

1—2 意思決定過程への女性参画拡大

取組の方向性

- (1) 意思決定過程への女性の登用促進

## 取組 1-1 働く場等における男女共同参画の推進

### 取組の方向性 (1) 女性が社会で活躍するための支援

働くことを希望する女性がライフステージに応じて能力を十分に発揮できることが大切です。女性の就労継続及び就労する女性のキャリア形成に向けて取り組みます。

また、出産や子育てによって離職した女性の再就職を支援します。

取組No.	主な取組	概 要	実施・連携
1	女性の就業継続やキャリア形成促進への支援（充実）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者や女性を対象としたセミナー等の開催により女性の就業継続やキャリア形成を支援</li> <li>○リスクリング<sup>7</sup>の促進（新規）</li> <li>○研修等の際の託児サービスの実施</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
2	セクシュアル・ハラスメント等防止 (21 に再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供</li> <li>○職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
3	女性の再就職支援 (充実)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出産・子育て、介護等のために離職した女性の就労につながる知識の習得や意識向上</li> <li>○就労を希望する女性に対し、情報提供と就労のための支援</li> <li>○リカレント教育<sup>8</sup>の促進（新規）</li> <li>○リカレント教育や就職活動の際の託児サービスの実施</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者

<sup>7</sup> リスキリング

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキル的大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する、させること。

<sup>8</sup> リカレント教育

学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学び。

## 取組の方向性 (2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進

家事・育児等における女性の負担軽減と男性の参画を促すとともに、社会における支援を充実し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

取組No.	主な取組	概 要	実施・連携
4	職場等における環境づくり（充実） （20 に再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男性の育児休業取得率の向上</li> <li>○介護休暇・有給休暇取得の促進、長時間労働の解消</li> <li>○企業の取組状況などの情報提供・情報交換</li> <li>○職場環境づくり支援</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
5	社会における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所・学童保育所、一時保育、病児病後児保育、ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業</li> <li>○高齢者、障害者のためのショートステイ等の支援事業</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
6	<b>【行政が推進力】</b>  市役所における職場環境づくり（充実） （22 に再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男性の育児休業を推進（充実）</li> <li>○介護休暇・有給休暇取得を推進、長時間労働の解消</li> </ul>	市
7	<b>【行政が推進力】</b>  産前産後休暇・育児休業取得者への研修の実施及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産前産後休暇・育児休業取得中の職員に対してリモートでの研修の実施や情報提供</li> </ul>	市

### 取組の方向性 (3)性別にとらわれない職業選択

性別にとらわれず主体的に進路を選択できるよう、子どもの頃からの意識啓発に取り組みます。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
8	子どもの頃からの意識醸成 (17に再掲) <b>新規</b>	○一人ひとりが性別にとらわれない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体的に進路を選択決定する力を育成 (キャリア教育)	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者



## 取組 1-2 意思決定過程への女性の参画拡大

### 取組の方向性 (1) 意思決定過程への女性の登用促進

政策や方針の意思決定過程への女性の参画を推進するために、女性管理職を増やすなどの取組を進めます。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
9	企業における女性活躍推進に向けた取組(充実)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業の取組を支援</li> <li>○企業経営者・社員を対象とした意識啓発と情報提供(充実)</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
10	附属機関等への女性の登用推進(充実)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○附属機関等の委員等の改選や新たな附属機関等の設置において、女性の登用の推進(充実)</li> <li>○審議会等の際の託児サービスの実施(新規)</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者 事業者 地域活動団体
11	<b>【行政が推進力】</b> 女性管理職比率の向上(充実)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キャリアアップにつながる仕組みづくり(充実)</li> <li>○キャリア形成につながる人材育成(充実)</li> </ul>	市



## 重点目標 2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう

### 【現状・課題】

世界に比べて日本の男女共同参画の推進が遅れている原因の一つとして、「性別による固定的な役割分担意識」があると言われていす。急速なデジタル化やグローバル化の進展などにより、人々の価値観や社会構造が大きく変化していくなか、多様な生き方、多様な価値観を認め合っていくことは、これからの社会発展のためには大変重要なことでもあります。

令和4年度内閣府「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に関する調査では、「男性は仕事をして家計を支えるべき」が1位（男性48.7%、女性44.9%）、次いで「女性には女性らしい感性があるものだ」が2位（男性45.7%、女性43.1%）と、男女ともに半数近くの人が性別役割意識を持っていました。また、職場項目においては、20代男女では「女性社員の昇格や管理職への登用のための教育・訓練は必要ない」が男性17.2%に対し女性10.0%、「男性なら残業や休日出勤をするのは当たり前だ」が男性18.2%に対し女性9.8%と男性の方が高い傾向にありました。

こうしたアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えていくには、同時に役割分担に基づく制度や慣行を変えていくことが必要です。

しかしながら個々人の意識が変わったとしても、組織に制度や慣行が残っていると、周囲に合わせてしまう同調圧力や、合理的な判断よりも集団的判断を優先してしまう傾向になりやすく、個々人が発言・行動したくともできない状況になってしまいがちになります。

したがって、組織単位での意識改革を行い、制度や慣行を変えることが重要になります。

また、個人の意識も長い年月の経験値から形成されていくため、一人ひとりが性別にとらわれない生き方を選択することができるように子どもの頃からの啓発が大切となります。一方で、子どものそばには様々な場面で大人の関わりがあり、大人の言動を子どもは無意識の中で体験、体感することとなります。子どもの意識醸成に影響を与える大人が持つアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えるための意識啓発も大切なこととなります。

そこで、これからを担う子どもたち、その子どもたちに関わる大人への意識啓発を行うことが必要となります。

## 性別役割意識

	男性 上位10項目	回答者数：5452	(%)	女性 上位10項目	回答者数：5384	(%)
1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ		48.7	男性は仕事をして家計を支えるべきだ		44.9
2	女性には女性らしい感性があるものだ		45.7	女性には女性らしい感性があるものだ		43.1
3	女性は感情的になりやすい		35.3	女性は感情的になりやすい		37.0
4	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		34.0	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		33.2
5	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		33.8	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い		27.2
6	女性にはか弱い存在なので、守られなければならない		33.1	女性にはか弱い存在なので、守られなければならない		23.4
7	男性は結婚して家庭をもって一人前だ		30.4	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ		21.6
8	男性は人前で泣くべきではない		28.9	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		21.5
9	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い		28.6	組織のリーダーは男性の方が向いている		20.9
10	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ		28.4	大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい		20.9

資料：内閣府 令和4年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究

## 職場項目における性別役割意識



資料：内閣府 令和5年版 男女共同参画白書

取 組

2 - 1 性別による固定的な役割分担意識の改革

取組の方向性

(1) 組織単位での意識啓発

(2) 子どもへの意識啓発

(3) 大人への意識啓発

取 組

2 - 2 職場や地域における制度・慣行の見直し

取組の方向性

(1) 職場・地域等における環境づくり

## 取組 2-1 性別による固定的な役割分担意識の改革

### 取組の方向性 (1)組織単位での意識啓発

事業者や地域活動団体等に対し、組織単位での意識啓発を行います。

取組No.	主な取組	概 要	実施・連携
12	男女共同参画に関する情報の収集と提供	○アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための情報の収集と提供	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
13	事業者に対する男女共同参画の意識啓発 <b>新規</b>	○事業者に対して、アンコンシャス・バイアスや性別による固定的役割分担意識等の男女共同参画に関する理解を深めるための講座等を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
14	地域活動団体への意識啓発 <b>新規</b> (23に再掲)	○地域活動における男女共同参画の必要性についての学習機会や情報の提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
15	<b>【行政が推進力】</b> 職員研修の充実（充実） 	○管理職も含めた職員を対象とした、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修を実施	市

取組No.	主な取組	概 要	実施・連携
16	<b>【行政が推進力】</b> 男女共同参画の視点 に立った行政運営	○施策や事業を構築・実施するうえで、男女共同参画の視点にたった運用の推進	市



## コラム

### 企業において男女共同参画を実現していくためには

令和4年度(2022年度)に、市内事業者I社の37名の方々に、男女共同参画の基礎知識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)についての出前講座を実施しました。

講座後のアンケートでは、「大変良かった」「良かった」の割合が97%あり、「考え方が古かったので、変えようと思いました。」「アンコンシャス・バイアスという言葉は初めて知りました。自分でも気をつけなければいけないなと感じました。」といった御意見をいただきました。

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度・慣行を変えていくためには、社員の皆さんの小さな気づきが、大きな一歩となります。

出前講座  
の申し込み  
については  
こちら



## コラム

### 地域で男女共同参画が必要なのはなぜ？

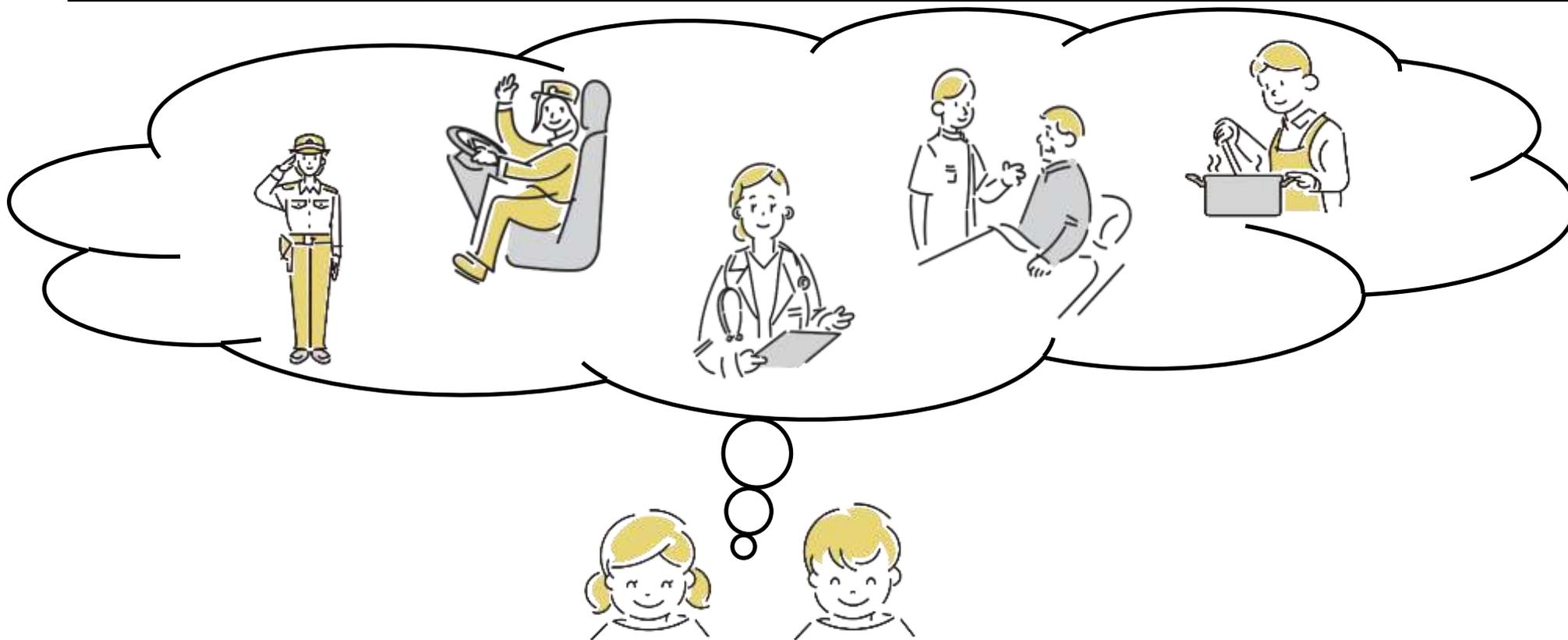
東日本大震災をはじめとした様々な災害時における避難所運営等において、女性の視点が不十分であったことにより、女性用の物資、授乳や着替えをするスペースの不足、長引く避難所生活における男性から女性への性暴力等の様々な問題がありました。また、性別による固定的な役割分担意識から、男性が避難所の運営を取り仕切り、避難所での食事作りや家族のケアは女性だけが担当するといったこともありました。このような背景には、防災対策に関わる担当者及び意思決定者の女性比率が少ないことがあげられます。男女問わず少しでも安心して避難所で生活できるように、意思決定の場には男女双方の視点が必要です。

地域での活動においても、男女共同参画はとても重要なのです。

## 取組の方向性 (2)子どもへの意識啓発

未来を担う子どもたちが自らの資質や個性に応じて多様な生き方を選択する力を身に着けるよう、意識啓発を行います。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
17	子どもの頃からの意識醸成 (8の再掲) <b>新規</b>	○一人ひとりが性別にとらわれない勤労観・職業観を身につけるとともに、主体的に進路を選択決定する力を育成 (キャリア教育)	市 関係機関 (国、都、民間団体等 教育関係者)



### 取組の方向性 (3)大人への意識啓発

未来を担う子どもたちが多様な生き方を選択できるために、子どもに関わる大人に対して意識啓発を行います。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
18	幼稚園、保育所、学校、子ども・若者育成支援センター、学童保育所等教育関係者への意識啓発（充実）	○子どもの意識醸成に関わる大人の意識啓発を進めるため、幼稚園、保育所、学校、子ども・若者育成支援センター、学童保育所等教育関係者を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための学習機会や情報の提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者
19	地域、保護者等への意識啓発（充実）	○子どもの意識醸成に関わる大人の意識啓発を進めるため、地域、保護者等を対象に男女共同参画への理解を深めるための学習機会や情報の提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)



## 取組 2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し

### 取組の方向性 (1) 職場・地域等における環境づくり

職場や地域における性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を変えるため、事業者・地域等の環境づくりのための情報提供や支援等を行います。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
20	職場等における環境づくり（充実） （4の再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男性の育児休業取得率の向上</li> <li>○介護休暇・有給休暇取得の促進、長時間労働の解消</li> <li>○企業の取組状況などの情報提供・情報交換</li> <li>○職場環境づくり支援</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
21	セクシュアル・ハラスメント等防止 （2の再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発と情報提供</li> <li>○職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 事業者
22	<b>【行政が推進力】</b> 市役所における職場環境づくり（充実） （6の再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男性の育児休業を推進（充実）</li> <li>○介護休暇・有給休暇取得を推進、長時間労働の解消</li> </ul>	市
23	地域活動団体への意識啓発 （14の再掲） <b>新規</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における課題や取組方針の決定過程における男女共同参画の必要性についての意識啓発の実施</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等)

## 重点目標 3 DV や性暴力などを根絶しよう

### 【現状・課題】

ドメスティック・バイオレンス<sup>9</sup>（以下、「DV」という。）や性犯罪・性暴力等の「性別に起因する暴力」は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となります。こうした暴力は、その対象の性別を問わず、重大な人権侵害です。

その中でもDVは、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、被害者であることを自覚しないまま、周囲も気づかないうちに暴力が深刻化してしまう場合があります。

コロナ禍においては、外出自粛や休業による在宅時間が増加したことに伴い、DV被害の潜在化、さらなる深刻化が懸念されています。男女共同参画センターにおける相談件数は、令和元年度（2019年度）に3,673件に達しましたが、以降は緩やかに減少しています。しかし、DVに関する相談件数の割合はほぼ横ばいに推移しており、DVは依然として大きな問題となっています。さらに、男女共同参画センターで実施する相談事業のうち、「女性のための総合相談」（電話・対面）では、新規相談者の割合が年々増加しています。令和4年度（2022年度）市民意識・実態調査によると、DV又はデートDV<sup>10</sup>を受けたことがある人のうち、「相談しなかった（できなかった）」という人の割合は64.5%となっており、その理由として、「相談しても無駄だと思ったから」が32.7%、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」が29.8%となっています。相談することを躊躇せずに声を上げられるよう、孤独・孤立を防ぎ、相談につなげるための取組が必要です。

また、DVの加害者は罪の意識が薄い傾向にあるため、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力は決して許されるものではないという認識を社会全体で共有することが重要です。

女性をめぐる課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、また、それらを起因とする予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、

<sup>9</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者その他親密な関係にある者（配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）からの身体的、精神的、経済的又は性的な暴力のことを言います。

<sup>10</sup> デートDV

恋人同士など結婚していない男女間で起こる暴力のことを言います。身体的暴力だけでなく、貸したお金を返さないなどの経済的暴力、セックスを強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話や手紙を勝手に見る、大声で怒鳴る、友人関係を制限するなどの精神的暴力等の行為が学生など若年層においても起きています。これらの暴力は将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性もあり対策が必要となっています。

経済的な困難等、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題も顕在化しました。社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細やかな、つながり続ける支援を受けられることが必要です。こうした困難な問題を抱える女性ができる限り早く相談支援を受けられるよう、早期発見の取組や適切な情報提供が必要となります。

また、国の調査によると、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数は年々増加しており、かつ、令和4年度（2022年度）の相談者の被害時の年齢を見ると、約半数を10代以下が占めています。子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの頃から発達段階に応じて正しい知識を身につけられるための取組が求められています。

## コラム

### 被害者、加害者、傍観者にならないための取組

令和3年度（2021年度）から市内の中学・高等学校に対して、デートDV 予防啓発講座を実施しています。令和4年度（2022年度）は高等学校6校、中学校1校の合計1,181名の生徒に啓発を行いました。講座では、DVやデートDVと思われる事案があった時に相談できる「相談先一覧」とデートDVについて説明する資料を全生徒に配布しています。

講座実施後に各学校にアンケートをとったところ、多くの生徒がデートDVについての理解を深めることができ、「DVにもいろいろな種類があるのを知れてよかった。自分も加害者にならないように気をつける。」「自分には関係ないではなく、もし自分がその立場になった時や友達がDVを受けていた時に適切な対応をできるようにしっかり学びたいと思った」といった感想があり、若年層に対してDVやデートDVについて、自分事として考えてもらう良いきっかけになりました。

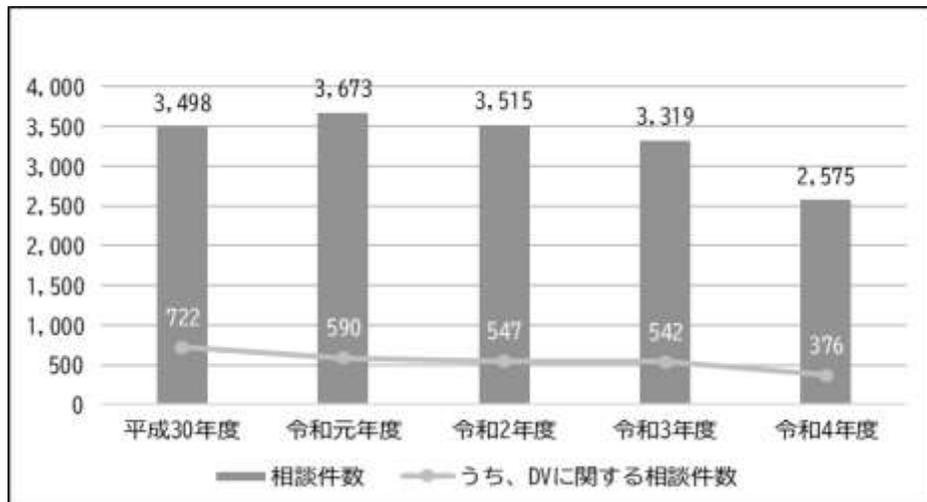
#### ○配布資料



#### ○講座風景

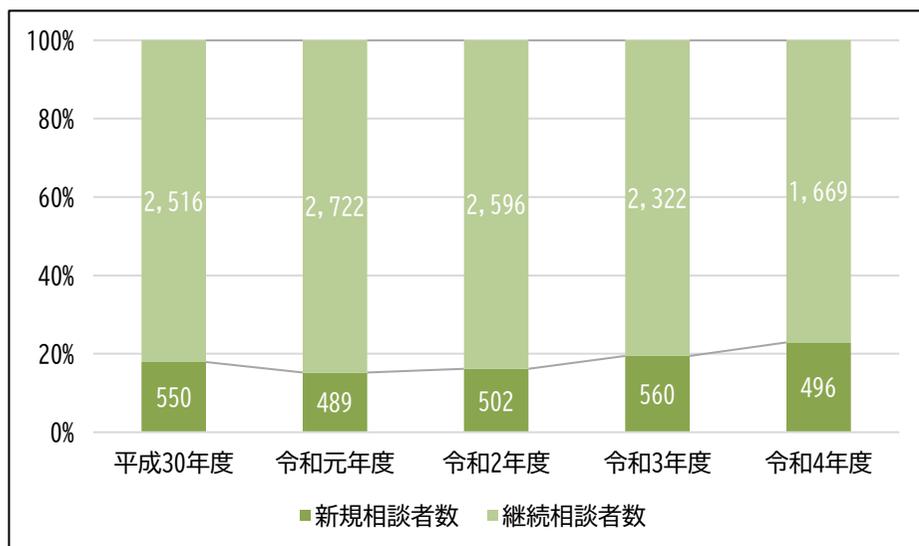


## 男女共同参画センターにおける相談件数



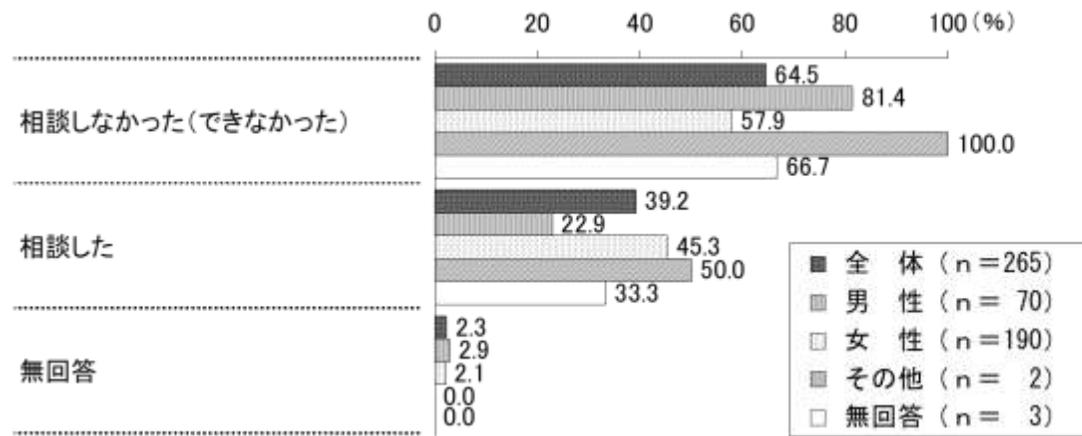
資料：八王子市 男女共同参画課調べ

## 「女性のための総合相談」に占める新規相談者数の割合



資料：八王子市 男女共同参画課調べ

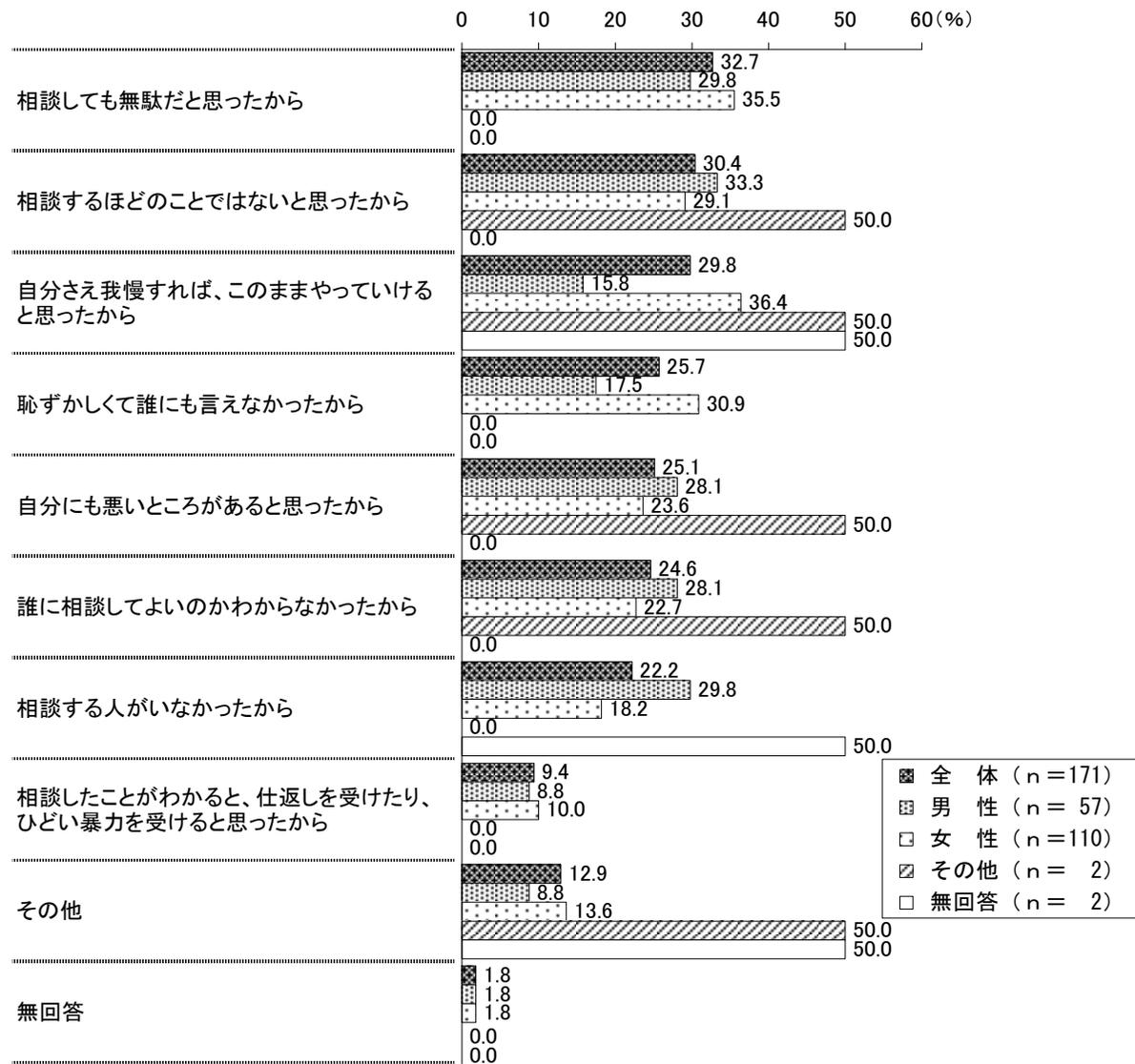
## DV・デートDVを受けた時の相談の有無



資料：八王子市 令和4年度（2022年度）市民意識・実態調査

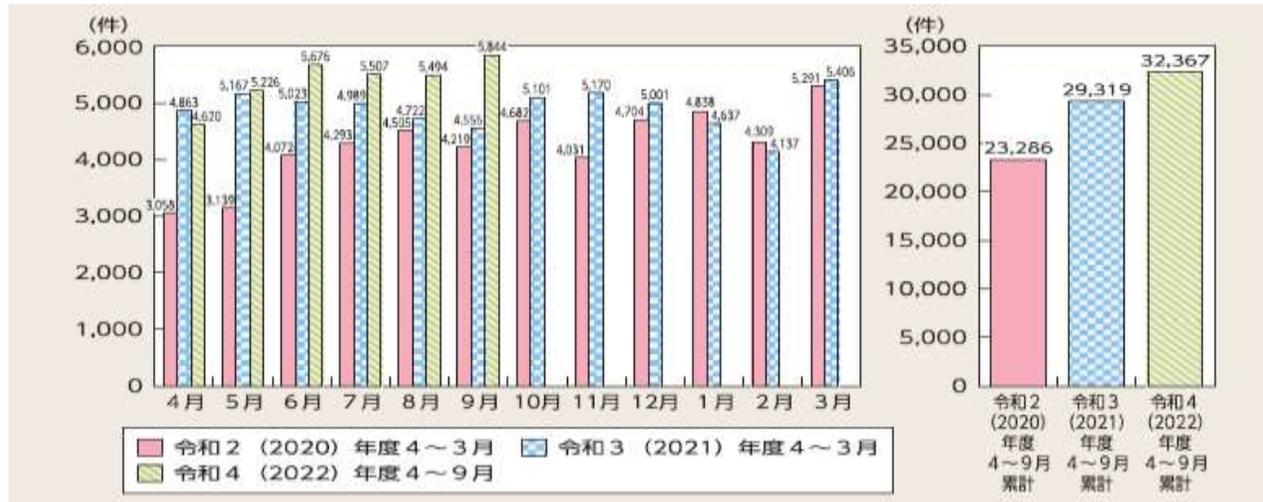


## DV・デートDVを受けた時に相談しなかった(できなかった)理由



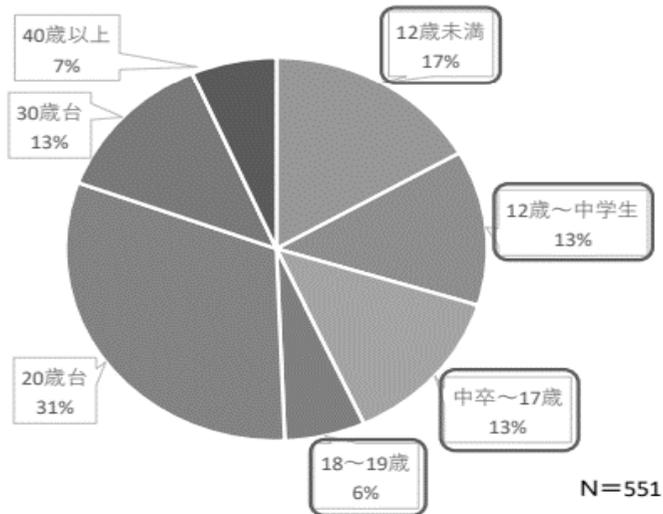
資料：八王子市 令和4年度（2022年度）市民意識・実態調査

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数



資料：内閣府 令和5年版 男女共同参画白書

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの令和4年度(2022年度)の相談者の被害時の年齢



※年代が不明の者を除いた場合の割合 (令和4年(2022年)6月～8月)

資料：内閣府 こども・若者の性被害に関する状況等について

[取組・取組の方向性]

取組

3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶

取組の方向性

- (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組
- (2) 様々な相談メニューの実施
- (3) 関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援
- (4) 被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発

取組

3-2 困難を抱える女性等への支援

取組の方向性

- (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組
- (2) 様々な相談メニューの実施
- (3) 関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援
- (4) 安全・安心な暮らしのための意識啓発

## 取組 3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶

### 取組の方向性(1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組

被害者が、自身が被害者であることを自覚しないまま、周囲も気付かないうちに暴力が深刻化することがないように社会全体で暴力を容認しない意識を醸成するために、DVに関する意識啓発や相談窓口の周知をさらに進めます。また、相談に至っていない被害者ができる限り早く支援を受けられるよう、早期発見に向けて取り組みます。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
24	DVに関する意識啓発と情報提供の充実 (32に再掲)	○DVの種類やサイクル、加害者・被害者の心情などDVについての認識を深めるための情報提供や啓発を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
25	被害者の早期発見に向けた取組 <b>新規</b>	○関係機関(民間団体含む)と連携した、被害の深刻化・複雑化を防ぎ、被害者が相談につながるためのきっかけづくり ○男女共同参画の視点を持ってもらうことで、被害者の抱える課題を認識し、適切な支援につなげるため、地域で活動している支援者等に対し、研修等を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 市民 教育関係者 事業者 地域活動団体



## 取組の方向性(2) 様々な相談メニューの実施

各種相談窓口における相談を通して、関係機関が連携を図りながら、被害者の状況に応じた支援につなげます。関係機関の職員による二次加害を防止するため、DV被害者支援への理解を深めるための研修等を実施します。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
26	被害者支援のための相談の実施(充実)	○庁内だけでなく、警察や女性相談支援センター等庁外の関係機関(民間団体含む)と連携し、様々なメニューの相談を実施 [事業の例] ・DV・デートDVに関する相談 ・夫婦・パートナー間の悩みや問題に関する相談	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
27	被害者支援への理解を深めるための研修等	○被害者の相談にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)

コラム

### 男女共同参画センターについて

男女共同参画センターは、平成15年(2003年)12月13日に、八王子駅前にあるクリエイトホールに開設されました。男女共同参画センターでは、情報の収集・提供や、各種講座等の開催による意識啓発、市民団体の交流の場の提供、相談等を行っています。

男女共同参画センターでの相談についてはこちら



男女共同参画センター以外の相談機関についてはこちら



八王子市男女共同参画センター  
〒192-0082  
東京都八王子市東町5-6  
クリエイトホール8階  
電話:042-648-2230  
042-648-2234(相談専用)  
ファックス:042-644-3910

### 取組の方向性(3) 関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援

被害者の安全確保と自立に向け、切れ目のない包括的な支援につながるよう、関係機関と連携します。

取組No.	主な取組	概 要	実施・連携
28	被害者の安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関（民間団体含む）と連携・協力した被害者の安全確保</li> <li>[事業の例]</li> <li>・緊急一時保護</li> <li>・住民基本台帳事務における支援措置</li> <li>・国民健康保険・年金等の手続きに対する支援</li> <li>・就学に関する支援</li> <li>・保育所・学童保育所等の入所に関する支援</li> <li>・外国人被害者の安全確保のための通訳等支援</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
29	被害者の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者に対し、関係機関（民間団体含む）と連携し、自立に向けた支援を実施</li> <li>[事業の例]</li> <li>・子育てに関する手当支給の手続きに関する支援</li> <li>・職業紹介、面接対策などの就労支援</li> <li>・就職に必要な知識・技能を習得するための支援</li> <li>・市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供を実施</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
30	被害回復に向けた心理的ケア（充実）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関（民間団体含む）と連携を図りながら、心理的な支援を実施</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
31	被害者支援への理解を深めるための研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者の支援にかかわる職員の理解を深め、二次加害を防止するための研修等を実施</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等)

#### 取組の方向性(4) 被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発

DVの根絶に向けて、被害者だけでなく、加害者も傍観者も生まない予防的な取組を子どもの頃から行います。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
32	DVに関する意識啓発と情報提供の充実(24の再掲)	○DVの種類やサイクル、加害者・被害者の心情などDVについての認識を深めるための情報提供や啓発を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
33	生命(いのち)の安全教育の実施(充実)(39に再掲)	○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を浸透させるため、また、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために生命(いのち)の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、幼児期から大学生までの発達段階に応じて身に付けるための生命(いのち)の安全教育を実施。 [事業の例] ・幼児期からの意識啓発(新規) ・学習指導要領に基づいた学校における教育(中学校での「いのちの授業」の実施)(継続) ・中学生・高校生等を対象としたデートDV予防に関する意識啓発(充実)	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者



## リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは？

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994年（平成6年）にエジプト・カイロで開催された国際人口開発会議で提唱された概念です。「リプロダクティブ・ヘルス」とは、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることです。「リプロダクティブ・ライツ」とは、自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利のことです。つまり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害、また、性暴力や売買春など、様々な問題を幅広く含んでいます。

これらの問題について男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めていくことが重要です。

## 生命（いのち）の安全教育とは？

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざすものです。

学校では子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように次のような内容で指導しています。

幼児期：自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）は見せたり、触らせたりしてはいけないことを意識すること

小学校低・中学年：自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を理解できるようにするとともに、嫌な触られ方をした場合の対処方法を知る。大切なところを守るルールを理解できるようにする。

小学校高学年：自分とほかの人との距離感が守られないときの対応方法、SNSを使うときに気を付けることを知る。

中学校：性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。

高校：性暴力（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメント）の例や二次災害について理解し、性暴力被害に遭った場合に適切に対応する力を身に付ける。

## 取組 3-2 困難を抱える女性等への支援

### 取組の方向性(1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組

困難な問題を抱える女性が、支援につながらないまま、その問題が深刻化してしまわないように、相談窓口の周知をさらに進めます。

また、相談に至っていない女性等ができる限り早く支援を受けられるよう、早期発見に向けて取り組みます。

取組No.	主な取組	概 要	実施・連携
34	支援を必要とする人の早期発見に向けた取組 <b>新規</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関（民間団体含む）と連携した、支援を必要とする人の抱える困難な問題の深刻化・複雑化を防ぎ、相談につなげるためのきっかけづくり</li> <li>○男女共同参画の視点を持ってもらうことで、支援を必要とする人の抱える問題を認識し、適切な支援につなげるため、地域で活動している支援者等に対し、研修等を実施</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 市民 教育関係者 事業者 地域活動団体



## 取組の方向性(2) 様々な相談メニューの実施

各種相談窓口における相談を通して、関係機関が連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた支援につなげていきます。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
35	支援を必要とする人の支援のための相談の実施（充実）	○庁内だけでなく、女性相談支援センター等庁外の関係機関（民間団体含む）と連携し、様々なメニューの相談を実施 [事業の例] ・ 困窮女性のための相談 ・ 性暴力等に関する相談 ・ L G B T相談	市 関係機関 (国、都、民間団体等)



### 取組の方向性(3) 関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援

困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細やかな、つながり続ける支援を受けられるための包括的な支援体制を整えます。

取組No.	主な取組	概 要	実施・連携
36	困難な状況に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関（民間団体含む）と連携・協力し、切れ目のない支援を実施</li> <li>[事業の例]</li> <li>・就学に関する支援</li> <li>・保育所・学童保育所等の入所に関する支援</li> <li>・子育てに関する手当支給の手続きに関する支援</li> <li>・職業紹介、面接対策などの就労支援</li> <li>・就職に必要な知識・技能を習得するための支援</li> <li>・市営住宅の入居相談のほか、関係所管と連携して住宅を探すための情報提供</li> <li>・外国人相談者の通訳等支援</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
37	回復に向けた心理的ケア <b>新規</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関（民間団体含む）と連携を図りながら心理的支援を実施</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等)
38	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠期からの切れ目のない支援（八王子版ネウボラ<sup>11</sup>）の実施</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等)

<sup>11</sup> 八王子版ネウボラ

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援を展開すること。

## 包括的性教育について

包括的性教育とは、身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育のことをいいます。

これは、UNESCO（国際連合教育科学文化機関）の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」で示されて考え方で、多くの国でこのガイダンスに則って性教育が行われています。



## 取組の方向性 (4)安全・安心な暮らしのための意識啓発

性犯罪・性暴力の被害者の多くは女性ですが、男性が被害を受ける場合もあります。性犯罪・性暴力の根絶に向けて、被害者だけでなく、加害者も傍観者も生まない予防的な取組を子どもの頃から行います。

また、性的指向や性自認を理由に困難な状況に置かれることがなく、誰もが安心して暮らしていけるよう意識啓発や情報提供に取り組めます。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
39	生命（いのち）の安全教育の実施 （充実）（33の再掲）	<p>○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を浸透させるため、また、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために生命（いのち）の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、幼児期から大学生までの発達段階に応じて身に付けるための生命（いのち）の安全教育を実施。</p> <p>[事業の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期からの意識啓発（新規）</li> <li>・学習指導要領に基づいた学校における教育（中学校での「いのちの授業」の実施）（継続）</li> <li>・中学生・高校生等を対象としたデートDV予防に関する意識啓発（充実）</li> </ul>	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者
40	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	○AV出演被害やJKビジネス、SNSを利用した性被害など、若年層の様々な性暴力被害を防止するための意識啓発と情報提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者
41	性の商品化やメディアリテラシー <sup>12</sup> 等についての意識啓発	○性の商品化が人権侵害であることやメディアリテラシーについての理解を深めるための意識啓発を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者

<sup>12</sup> メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことです。

取組No.	主な取組	概要	実施・連携
42	性的指向・性自認 <sup>13</sup> についての意識啓発と情報提供	○性的指向・性自認など、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を実施	市 関係機関 (国、都、民間団体等) 教育関係者

コラム

## LGBT・SOGIとは？

LGBTとは、L:レズビアン(女性の同性愛者)、G:ゲイ(男性の同性愛者)、B:バイセクシュアル(両性愛者)、T:トランスジェンダー(性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる人)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの方を表す言葉の一つです。ほかにもQ:クィア(性的マイノリティ全体を指す言葉)、クエスチョニング(自分の性のあり方について「決められない」「迷っている」という人)のどちらか、または両方の頭文字をとって「LGBTQ」、これらのセクシュアリティ以外にも様々なセクシュアリティがあるという意味で「+」という言葉が使われて、「LGBTQ+」という言葉も聞かれるようになっていきます。

SOGIとは、恋愛・性愛の対象を示す「性的指向(Sexual Orientation)」、心の性を示す「性自認(Gender Identity)」の頭文字をとった総称であり、国連の諸機関で広く使われている言葉です。全ての人の性のあり方を人権として尊重する考え方に基づく表現になります。

<sup>13</sup> 性的指向・性自認

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもあります。